

答弁書第八号

内閣参質一九三第八号

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員有田芳生君提出いわゆるストックホルム合意における各記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出いわゆるストックホルム合意における各記述に関する質問に対する答弁書
一から六までについて

お尋ねのいわゆる「ストックホルム合意」にある「一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地」、「残留日本人」、「いわゆる日本人配偶者」、「拉致被害者」、「行方不明者」及び「を含む全ての日本人に関する調査」については、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に記載されているとおりであり、これ以上の日朝間の協議の内容に関わる事柄について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

七について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。

八及び九について

政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていく考えである。

